

# 食の安全安心確保に係るアクションプラン（第6期）の策定について

## 1 策定の趣旨

- 生産から消費に至る一貫した食品安全対策に取り組むため、平成15年12月に「食の安全安心確保に係る基本方針」※を策定
- この基本方針に基づく具体的な行動計画として「食の安全安心確保に係るアクションプラン」（以下、「プラン」という）を策定
- 現行プラン（第5期：令和2～6年度）の計画期間は本年度までであることから、内容の見直しを行い、第6期（令和7～11年度）を策定

※「食の安全安心確保に係る基本方針」が示す5つの基本的な考え方

- ① 消費者の視点に立った安全確保対策の推進・・・県民の意見を聴取し、施策に反映
- ② 生産から消費に至る安全確保対策の推進・・・各段階の関係部局が連携を強化
- ③ 科学的評価に基づいた安全確保対策の推進・・・危害分析、各種検査など
- ④ 自主管理を基本とした施策の推進・・・事業者に対する助言・支援
- ⑤ 積極的な情報提供と安全安心な食品を選択する消費者の育成・・・知識の普及、広報

## 2 策定の概要

- (1) 現行プランの実績・総括を踏まえた新たな目標値（令和11年度）の設定
- (2) 島根創生計画などの計画との整合
- (3) 社会情勢や制度改正等を踏まえた記述への修正

<主な改定点>

- ・ HACCP に沿った衛生管理の義務化に伴う監視、助言、指導の強化
- ・ 食品表示に係る従前からの取り組みの明記